

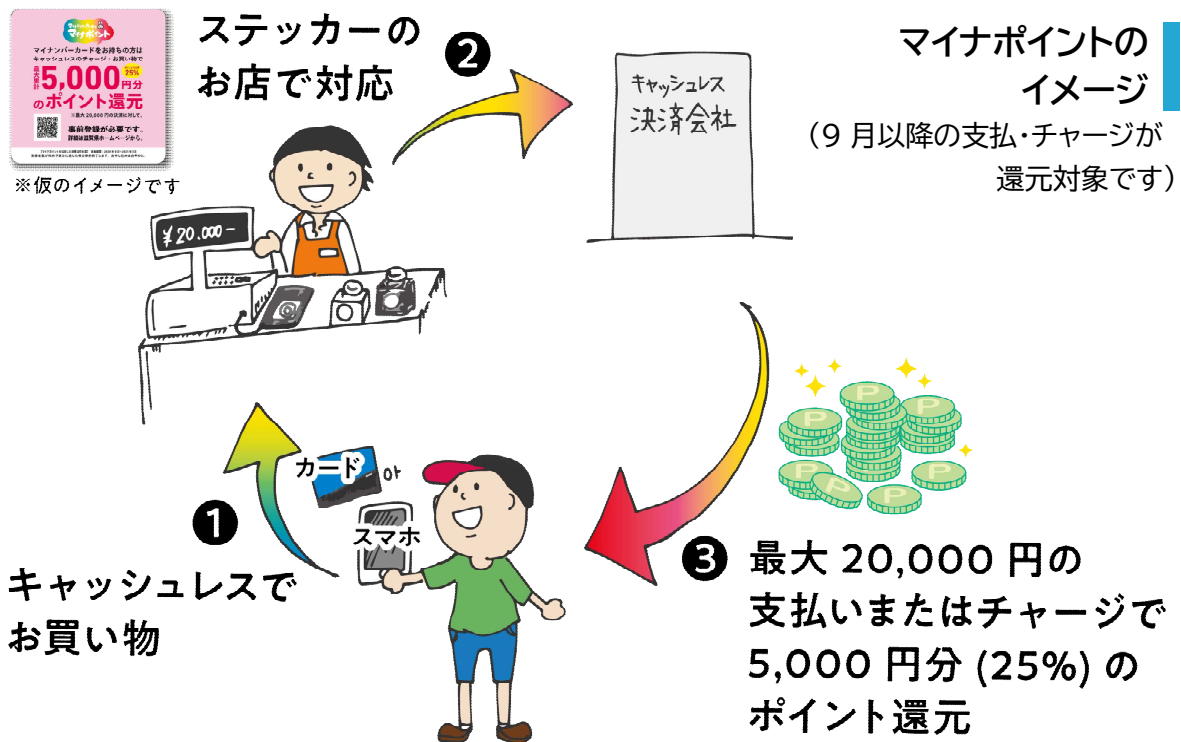
記者発表資料

提供日:令和2年(2020年)6月23日
部局名:総合企画部
所属名:情報政策課
担当:萩原、真溪、筈井
電話:077-528-3382
メール:ce00@pref.shiga.lg.jp

「マイナポイント」の申込みが7月1日からスタート

総務省が実施する「マイナポイント」事業の申込みが、7月1日から始まります。お申込みはスマートフォンのアプリ「マイナポイント」から行なっていただくことも可能ですが、県内に順次設置される専用窓口「マイナポイント手続スポット[※]」でも、マイナポイントの申込支援を受けることができます。

マイナポイントの申込みには、キャッシュレス決済サービス[※]の登録のほか、マイナンバーカードが必要です。お持ちでない方はマイナンバーカードの申請(郵送またはウェブサイトで可能)が必要ですが、申請してからカードが届くまで1~2ヶ月の期間を要することから、お早めの申請をお願いいたします。



※ 「マイナポイント手続スポット」の県内設置場所一覧や、選択可能なキャッシュレス決済サービスについては、総務省「マイナポイント事業」サイトをご覧ください。 → <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

マイナポイント申込みまでの流れ



お申込みにあたっての留意点

- キャッシュレス決済サービスは一人につき1つしか選ぶことができず、一度選択すれば変更ができません。 各サービスの最新情報をご確認いただき、お申込みください。
- マイナポイントの申込みが完了しても、キャッシュレス決済サービスのポイント還元は、9月以降のチャージや支払いが対象となります。 それ以前のチャージや支払いはポイント還元の対象外となりますので、ご注意ください。
- ポイント還元対象となる支払いやチャージを行う際、マイナンバーカードを使うことはありません。

マイナポイントについて、滋賀県の施策や取組みに関する情報は、滋賀県ホームページに順次掲載いたします。

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/mynumber>

(7月1日から公開予定)